

# 水俣市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 水俣市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 4 月 改定

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度(35年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法全部適用 (令和2年4月)
処理区域内 人口密度	11,399人÷357.60ha =31.9人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区		
処理場数	1処理場(水俣市浄化センター)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況 *1	該当なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料 体系の概要・考え方	基本使用料 8 m <sup>3</sup> 以下 : 1,150円 超過使用料 9 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 以下 : 1 m <sup>3</sup> につき 175円 21 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 以下 : 1 m <sup>3</sup> につき 185円 51 m <sup>3</sup> 以上 : 1 m <sup>3</sup> につき 200円 算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とします。ただし、1円未満については、切り捨てるものとします。
業務用使用料体系 の概要・考え方	公衆浴場汚水(含む温泉汚水) : 1 m <sup>3</sup> につき 25円 算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とします。ただし、1円未満については、切り捨てるものとします。

その他の使用料体系の概要・考え方	<p>水道水以外の水のみを使用した場合の使用水量の認定は、計測装置を設置した場合は、当該計測装置により認定し、計測装置がない場合で、普通家庭においては、1人1月当たり8m<sup>3</sup>使用したものと認定します。</p> <p>水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合の使用水量の認定は、計測装置を設置した場合は、当該計測装置による水量と水道使用水量を合算して認定し、計測装置がない場合で、普通家庭においては、水道使用水量に1人1月当たり4m<sup>3</sup>を加算して認定します。</p>		
条例上の使用料 *2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 3,570円	実質的な使用料 *3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 4,000円
	令和5年度 3,570円		令和5年度 3,990円
	令和6年度 3,570円		令和6年度 4,020円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職員数	公共下水道事業会計から6名分の人件費を支出しています。
事業運営組織	<p>公共下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴い、業務集約による経費節減を目的として、令和2年度に組織統合を行い、上下水道総務課と上下水道工務課の1局2課4係としていましたが、組織のスリム化及び効率化、水道事業の管理強化を図るため、令和5年度から1局1室3係体制としました。</p> <p>令和7年度からは、料金改定に向けて経費削減を目的とした系の統合を行い、1局2室1係となっています。</p> <p>また、組織統合前の水道局11名、下水道課6名から、現在は上下水道局15名体制と縮小しています。</p> <p>上下水道局職員 15名 (局長1名、給水総務管理室6名、水道工務管理室5名、下水道工務係3名)</p>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	① 浄化センター及び雨水ポンプ場等の運転管理業務を包括的民間委託(契約期間5年) ② 下水道使用料の徴収事務は、水道事業に委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 *4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当なし
	イ 土地・施設等利用 *5 (未利用土地・施設の活用等)	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

『令和6年度経営比較分析表』を添付（別添参照）

#### ※ 経営指標の概要（下水道事業）

##### 1. 経営の健全性・効率性

###### ① 経常収支比率（％）

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上になっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。

###### ② 累積欠損金比率（％）

累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。累積欠損金を有している場合、経営の健全性に課題があるといえます。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。

###### ③ 流動比率（％）

1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

###### ④ 企業債残高対事業規模比率（％）

明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により当該団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

###### ⑤ 経費回収率（％）

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄っている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理にかかる費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。

###### ⑥ 汚水処理原価（円）

明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により当該団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

###### ⑦ 施設利用率（％）

明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望めます。経年比較や類似団体との比較等により当該団体の置かれている状況を把握し、施設利用率が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要となります。

###### ⑧ 水洗化率（％）

公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望めます。一般的に数値が100%未満である場合、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要となります。

##### 2. 老朽化の状況

###### ① 有形固定資産減価償却率（％）

明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により当該団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

###### ② 管渠老朽化率（％）

明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により当該団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められます。

###### ③ 管渠改善率（％）

明確な数値基準はないと考えられますが、数値が2%の場合、全ての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。数値が低い場合、耐震性や今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められます。

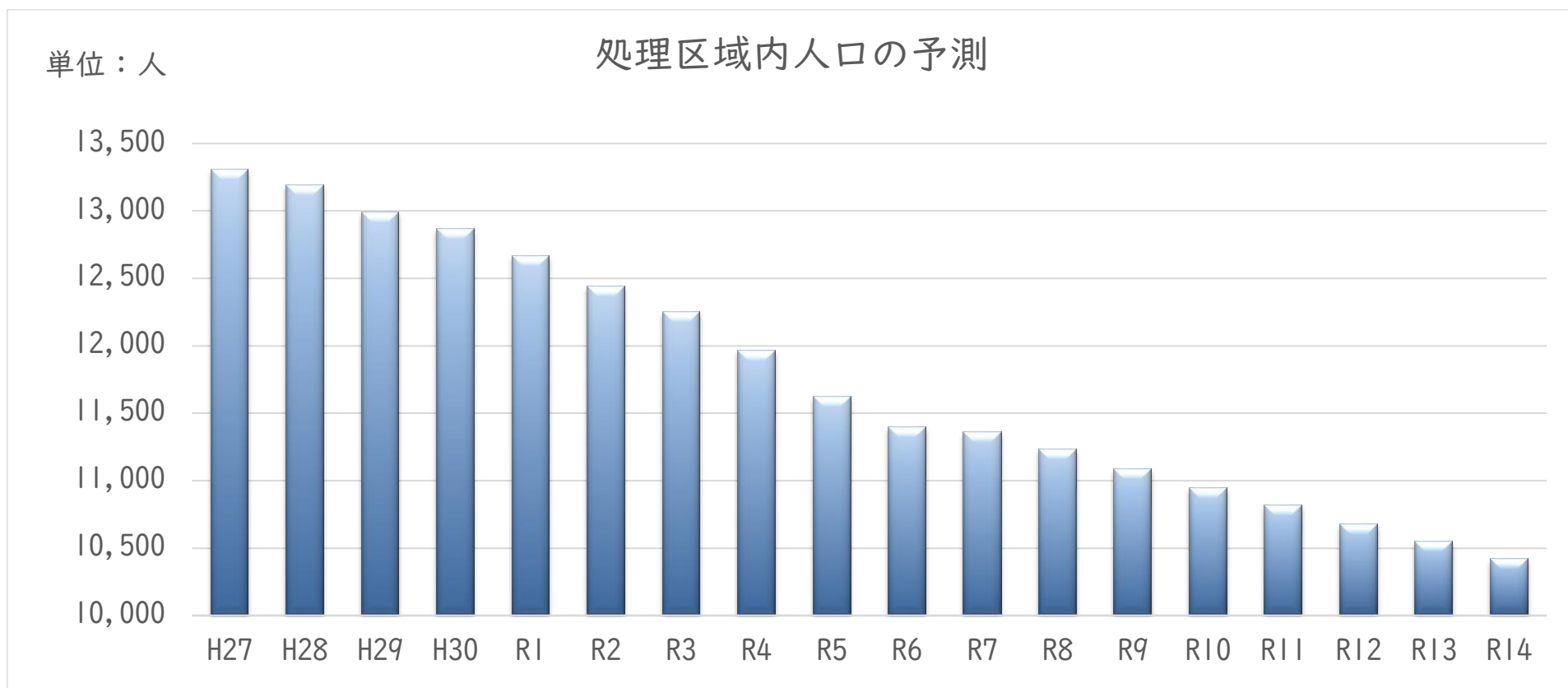
## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

本市の処理区域内人口は、過去10年間で年々減少しており、今後も減少していくことが見込まれます。

処理区域内人口の予測については、『まち・ひと・しごと創生 水俣市人口ビジョン（改訂版）』で設定している「水俣市の人口見通し長期目標（図-3）」の予測値を採用し、この人口予測値の減少率と過去の人口推移に基づき、処理区域内人口を算出しています。

- ・過去の実績値：平成27年度 13,310人、令和2年度 12,441人
- ・今後の予測値：令和7年度 11,360人、令和12年度 10,680人、  
令和17年度 10,025人



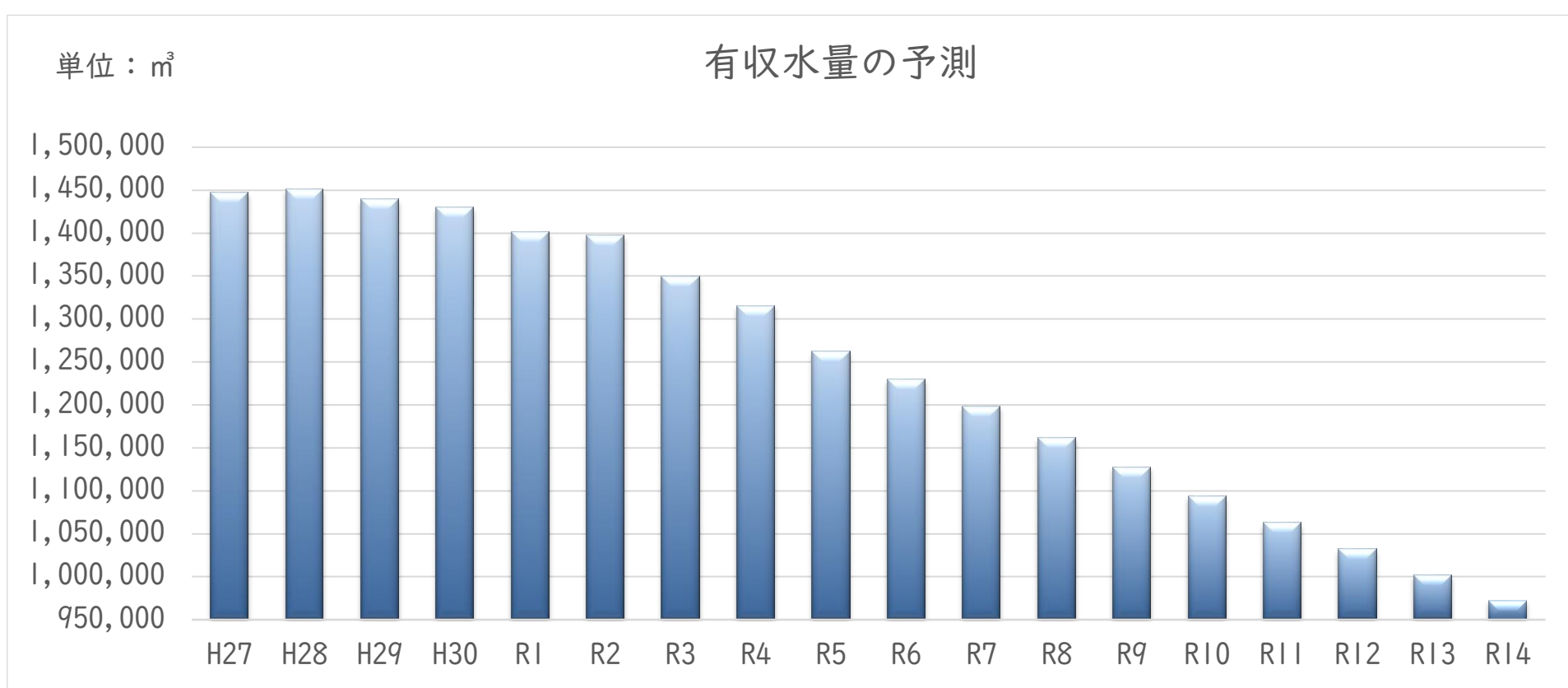
※平成27年度から令和6年度までは実績値、令和7年度以降は予測値

### (2) 有収水量の予測

有収水量は、処理区域内人口の推計結果及び過去10年間の有収水量の実績に基づき予測しています。

過去10年間の有収水量は、多少の増減はあるものの減少し続けており、処理区域内人口の減少に伴い今後も減少が続くものと見込まれます。

- ・過去の実績値：平成27年度 1,447,094 m<sup>3</sup>、令和2年度 1,397,499 m<sup>3</sup>
- ・今後の予測値：令和7年度 1,198,408 m<sup>3</sup>、令和12年度 1,032,085 m<sup>3</sup>、  
令和17年度 889,947 m<sup>3</sup>



※平成27年度から令和6年度までは実績値、令和7年度以降は予測値

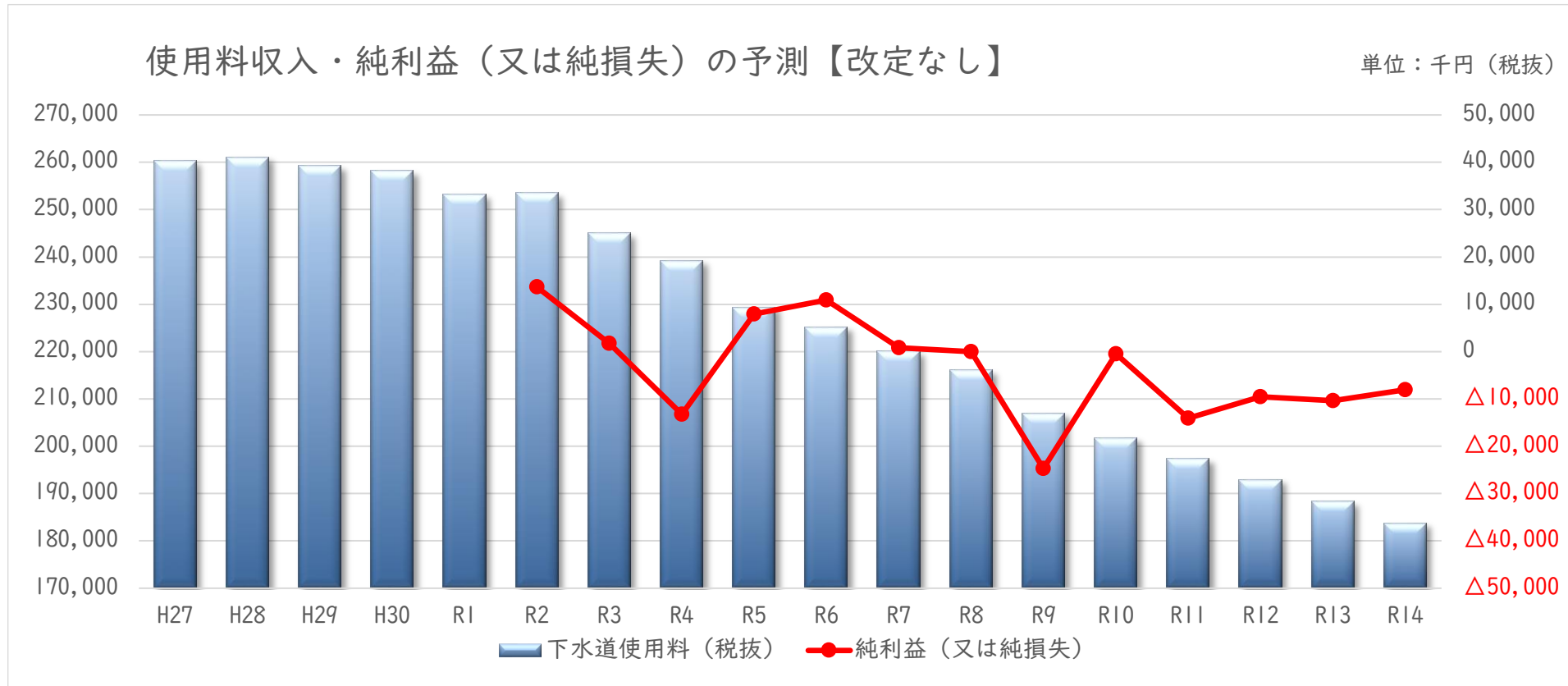
### (3) 使用料収入の見通し

本市の下水道使用料は、平成20年度に料金改定（値上げ）を実施した後、消費税率の変更に伴う改定を除き、据え置いたままとなっています。

しかし、本市では下水道区域内における下水道整備がほぼ完了しているため、公共下水道への新規接続が見込めず、処理区域内人口及び有収水量が今後も減少していくことが見込まれていることから、現行の料金体系のまま（グラフ①）では、使用料収入が減少し続けることとなります。

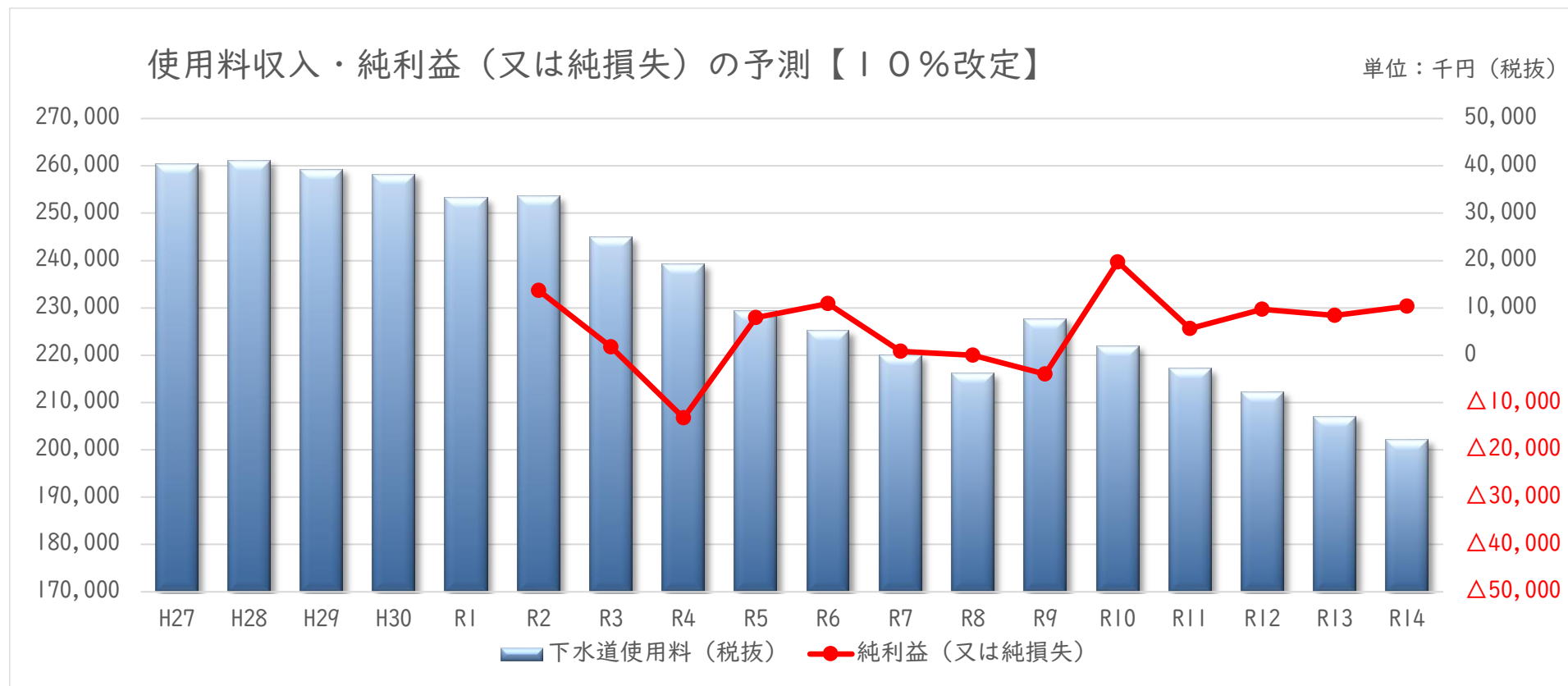
そこで、『第4次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画』において、令和9年度に計画しています水道料金の10%以上の料金改定に合わせて、下水道使用料についても10%以上の料金改定（グラフ②）を令和9年度に計画することとします。

≪グラフ① 料金改定を行わなかった場合≫



※平成27年度から令和6年度までは実績値、令和7年度以降は予測値

≪グラフ② 10%の料金改定（値上げ）を行った場合≫



※平成27年度から令和6年度までは実績値、令和7年度以降は予測値

### (4) 施設の見通し

本市の浄化センター及び汚水中継ポンプ場については供用開始後約35年、雨水ポンプ場については供用開始後約45年が経過しており、これまで包括的民間委託による保守点検を実施し、専門的技術、手法、情報、経験を活用することで施設の安定稼働及び機器の延命を図ってきました。

今後は、平成29年度に策定した「水俣市浄化センター他再構築基本設計（ストックマネジメント計画）」に基づき改修等を進めていきます。

また、施設利用率については、人口減少に伴い汚水処理人口が年々減少傾向にあることから、今後は減少していくことが予想されますので、設備の改修等が過剰投資とならないよう能力に合わせて更新を実施します。

## (5) 組織の見直し

現在の持続可能な下水道事業を維持するうえで、これ以上の職員減は業務に影響が出るおそれがあるため、今後の職員数は現状維持を見込んでいます。

また、職員の資質向上のために計画的な研修や講習会へ参加し、そこで得られた専門的な知識や技術の継承と人材育成に努めるとともに、限られた人員の中で最大限の効果を発揮できるように、今後も業務の効率化や見直しを検討します。

## 3. 経営の基本方針

本市公共下水道事業は、生活環境の改善、浸水防除並びに公共水域の水質保全を目的として、昭和50年度より事業に着手し、平成4年度から一部供用を開始されています。

現行の事業計画区域は、水俣市中心市街地を含む361haであり、令和6年度末現在で358haが整備を完了しており、処理区域内人口11,399人のうち、下水道接続人口10,633人で、水洗化率は93.28%となっています。

下水道事業は、汚水処理施設が止まりますと住環境、衛生面に多大な影響を及ぼすこととなり、また、雨水施設が稼働しなければ市街地が浸水し、市民の生命、財産を失うことになりかねないといった市民生活に必要不可欠なものであります。

今後の下水道事業を効率的かつ健全に運営し、安定的に事業を継続させるため、令和5年度から令和14年度までの10年間の計画期間とした経営戦略を策定し、次の点を基本方針として取り組んでいきます。

### ① 下水道事業経営の健全化

経営の根幹となる下水道使用料収入を確保するため、下水道接続率の増加に向けて、広報活動等の取組を強化し、一般会計からの繰入金に過度に依存せず中長期的に自立安定した経営基盤を築くため、下水道使用料の適正化を進めます。

### ② 下水道施設の適正な維持管理

平成29年度に策定した「水俣市浄化センター他再構築基本設計（ストックマネジメント計画）」に基づき施設の点検、調査及び改築、修繕を実施し、適正な維持管理に努めます。

#### ※ストックマネジメント

持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

## 4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	浄化センター、汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場の改築更新など、今後も建設改良費が必要となるため、計画に基づき投資の平準化に努めます。

### ◎ 改築更新事業

水俣市浄化センター、汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場の設備更新のほか、汚水管路の改築更新を「水俣市浄化センター他再構築基本設計（ストックマネジメント計画）」に基づき計画しています。

### ◎ 耐震対策事業

改築更新事業に合わせて各施設の耐震診断、設計を実施し、順次、耐震工事を計画しています。

◎ 雨水管理総合計画

本市の浸水対策は、近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化に伴い、今後さらなる対策の推進が求められていますが、「再度災害の防止」、「事前防災・減災」等の観点から、地区別の浸水リスクを適切に評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進していく必要があります。

本市では今後、当面・中期・長期にわたる浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める「雨水管理総合計画」の策定にあたり、まずは、雨水管理総合計画のうち、計画期間（整備優先順位）、策定主体、下水道計画区域、計画降雨（整備目標）を定める「雨水管理方針」に該当する内容を「雨水浸水対策基本方針」として検討・策定し、優先的に対策を実施すべき地区を抽出したうえで、順次、段階的対策計画の検討に着手します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	処理区域内人口の減少に伴い下水道使用料収入の減少が見込まれるため、下水道使用料の適正化を図り、一般会計繰入金の縮減に努めます。
-----	---

◎ 収益的収入

◆【営業収益】下水道使用料

下水道使用料は、年間有収水量の予測値に、過去10年間の下水道使用料単価の平均額を乗じて算出しています。

なお、令和9年度に10%以上の料金改定を見込んでいます。

◆【営業収益】雨水処理負担金

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額を見込んで計上しています。

◆【営業収益】その他の営業収益

退職給付負担金、公共下水道等占用料、百間雨水ポンプ場維持管理経費等の計画上の見込額を計上しています。

◆【営業外収益】他会計補助金

分流式下水道等に要する経費、不明水の処理に要する経費、公共下水道事業債（公営企業会計適用債、特別措置分）、普及特別対策債及び臨時財政特例債の利子償還に要する経費、児童手当に要する経費等の見込額を計上しています。

また、一般会計からの基準外繰入金について、経営状況を勘案しながら逡減させることとし、令和9年度の料金改定後には、資金不足分を繰入れないことを目標とします。

令和6年度末 (決算)	令和9年度末 (料金改定後)	令和14年度末 (計画最終年度)
25,441,443円	0円	0円

◆【営業外収益】長期前受金戻入

長期前受金の受け入れ予定に合わせて戻入額を算定し計上しています。

◎ 資本的収入

◆ 企業債

建設改良費について、国庫補助金を充当した残額について公共下水道事業債の借入を見込んでいます。

また、企業債償還に係る負担の平準化を図るため、公共下水道事業債（特別措置分）の借入額を計上しています。

◆ 他会計出資金

一般会計からの出資金を計上しています。

◆ 国庫補助金

建設改良費について、防災・安全社会資本整備交付金により事業費の50%～55%の補助を見込んでいます。

◆ 他会計補助金

災害復旧事業債及び過疎対策事業債の元金償還に要する経費及び資本勘定職員の人件費相当額分について計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◎ 民間の活力の活用に関する事項

浄化センター及び雨水ポンプ場等の運転管理業務について、平成15年度から包括的民間委託を導入しており、令和6年度から第6期契約期間が開始しています。

現在契約しています包括的民間委託の業務のうち、ユーティリティ調達に係る費用は、社会情勢により大きく変動しますが上昇することが予測され、また、設備の老朽化による修繕費の増加も見込まれます。

◎ 職員給与費に関する事項

現状の職員数を維持するものとし、今後も同水準で推移すると見込んでいます。

◎ 動力費、薬品費に関する事項

包括的民間委託により動力費、薬品費については委託費に含まれています。

◎ 修繕費に関する事項

包括的民間委託による修繕費については委託費に含まれています。

それ以外の管渠等の老朽化に伴う突発修繕に要する費用を計上しています。

◎ 委託費に関する事項

包括的民間委託のほか、管渠等の維持管理に要する費用を計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>1市2町で構成する「くまもと汚水処理広域化・共同化検討会（水俣・芦北ブロック）」に令和元年度から参加し、事務の共同化等について協議、検討を行っております。 また、熊本県内各ブロックで検討された内容に基づき、熊本県が令和4年3月に『くまもと汚水処理広域化・共同化計画』を策定しています。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>本市の保有する処理場、ポンプ場施設に対し、下水道施設のライフサイクルコストの低減を行い、良好な下水道サービスを持続的に提供することを目的とした「水俣市浄化センター他再構築基本設計（ストックマネジメント計画）」を平成29年度に策定し、計画的に施設の更新を実施しています。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）</p>	<p>浄化センター及び雨水ポンプ場等の運転管理業務について、平成15年度から包括的民間委託を導入しており、今後は業務内容等を精査し、経費の削減に努めます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>特になし</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>下水道事業は、地方財政法第6条の規定で特別会計を設け、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客</p>
----------------------	---

	<p>観的に困難であると認められる経費は、国の繰出基準で規定されています。</p> <p>しかし、一般会計からの繰入金により汚水処理原価を回収することになると、下水道の便宜を受ける住民とそうでない住民との間に不公平が生じるなどの問題があります。</p> <p>市民サービスに不可欠な下水道を安定的に維持し続けるためには、一般会計からの繰入金に過度に依存せず、中長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があることから、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があります。</p> <p>本計画では、下水道使用料の適正化を進めるため、令和9年度に10%以上の料金改定を計画していますが、料金改定する場合には、上下水道事業審議会に諮り、使用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。</p>
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、資産活用による収入増加は見込んでいません。
その他の取組	特になし

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	浄化センター及び雨水ポンプ場等の運転管理業務について、平成15年度から包括的民間委託を導入しており、今後は業務内容等を精査し、経費の削減に努めます。
職員給与費に関する事項	企業職員の給与費等については、市長部局の制度に準じています。
動力費に関する事項	包括的民間委託について業務内容等を精査し、経費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	包括的民間委託について業務内容等を精査し、経費の削減に努めます。
修繕費に関する事項	包括的民間委託について業務内容等を精査し、経費の削減に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託について業務内容等を精査し、経費の削減に努めます。
その他の取組	特になし

## 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>毎年度の決算状況を反映し、進捗管理を行います。</p> <p>経営戦略及び投資・財政計画（収支計画）については、5年ごとに評価、検証を実施し、修正を図ることを基本としますが、計画との乖離が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。</p>
---------------------	---

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

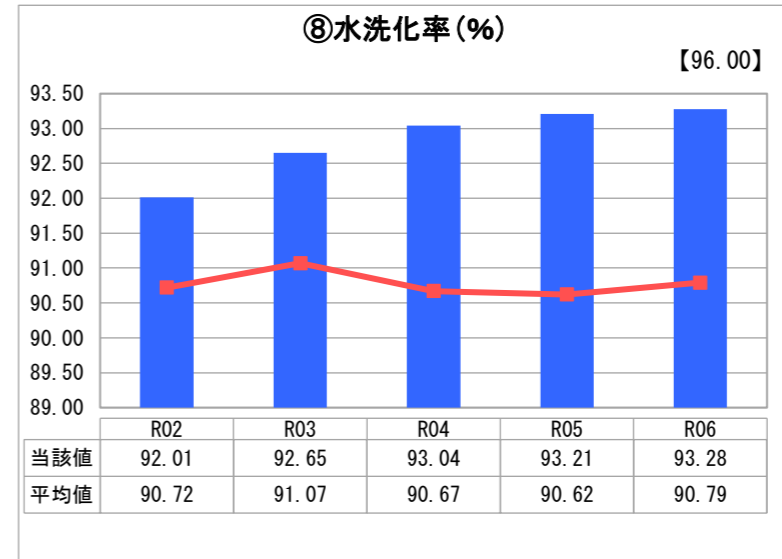
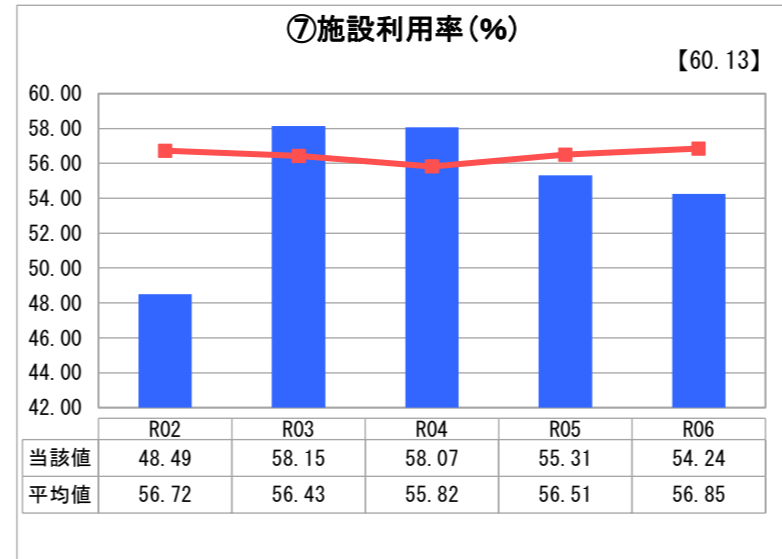
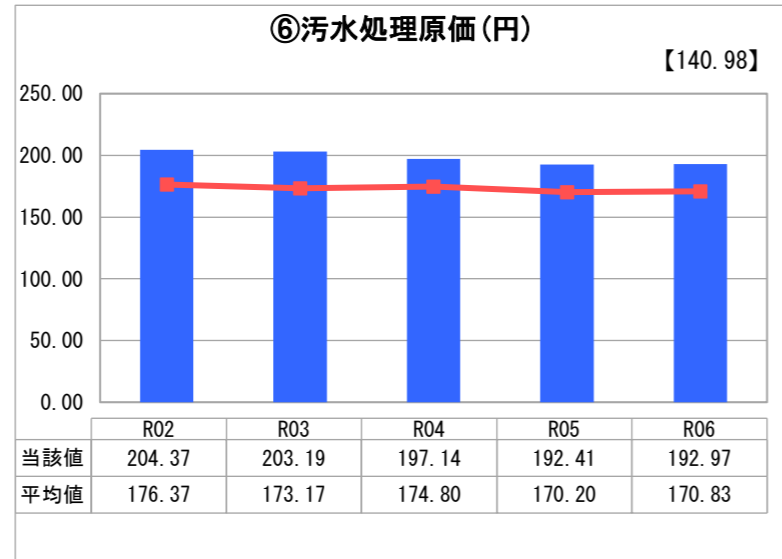
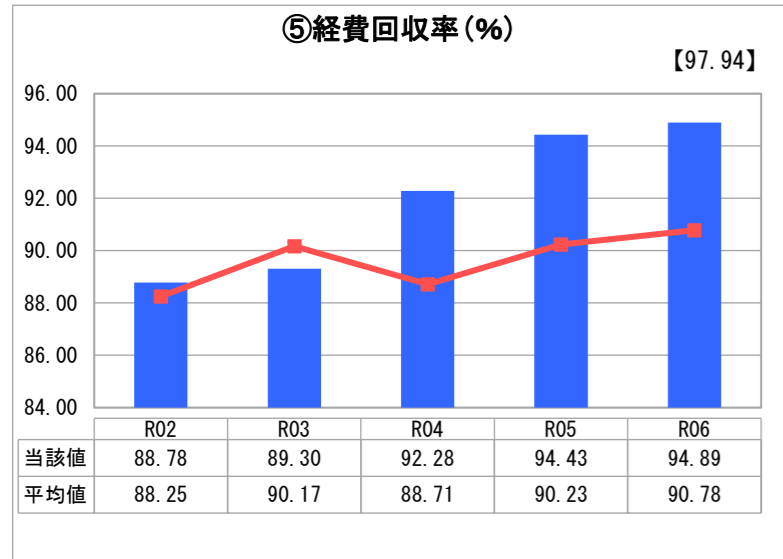
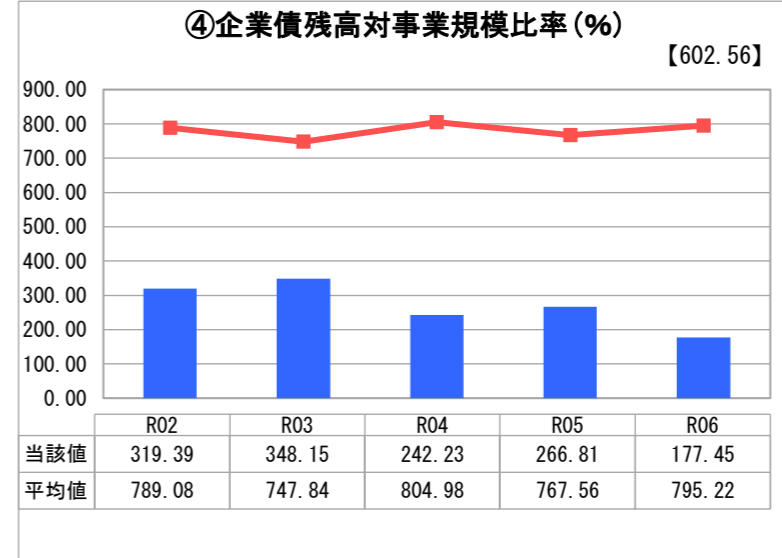
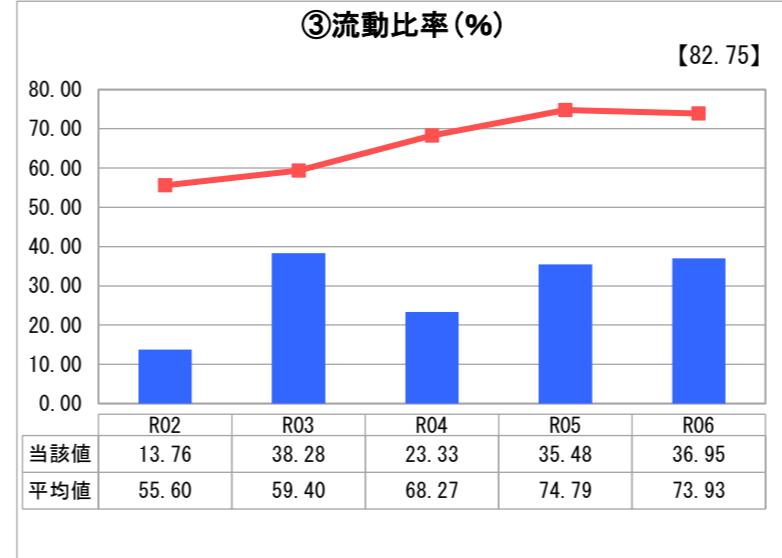
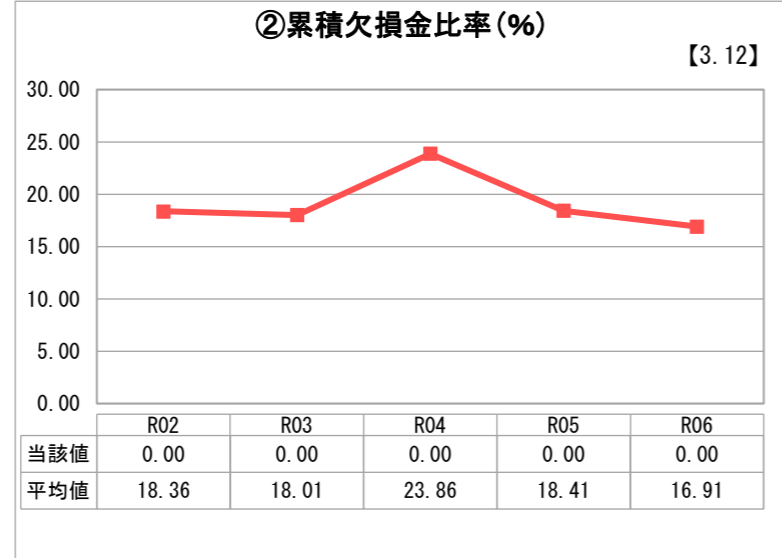
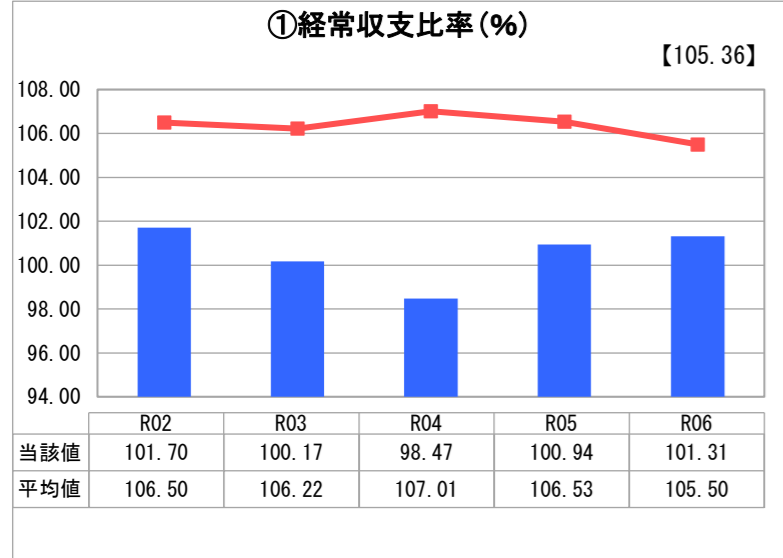
熊本県 水俣市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	80.73	53.22	86.95	3,575

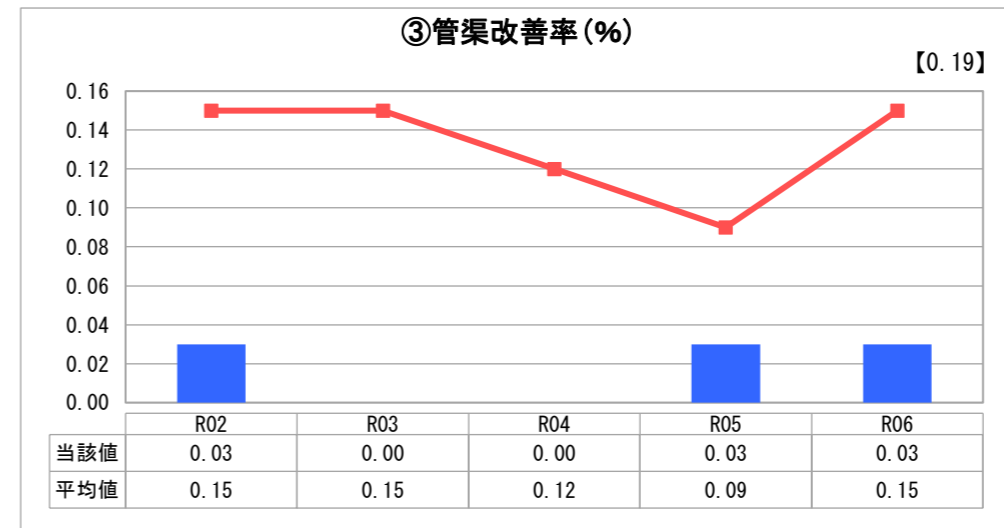
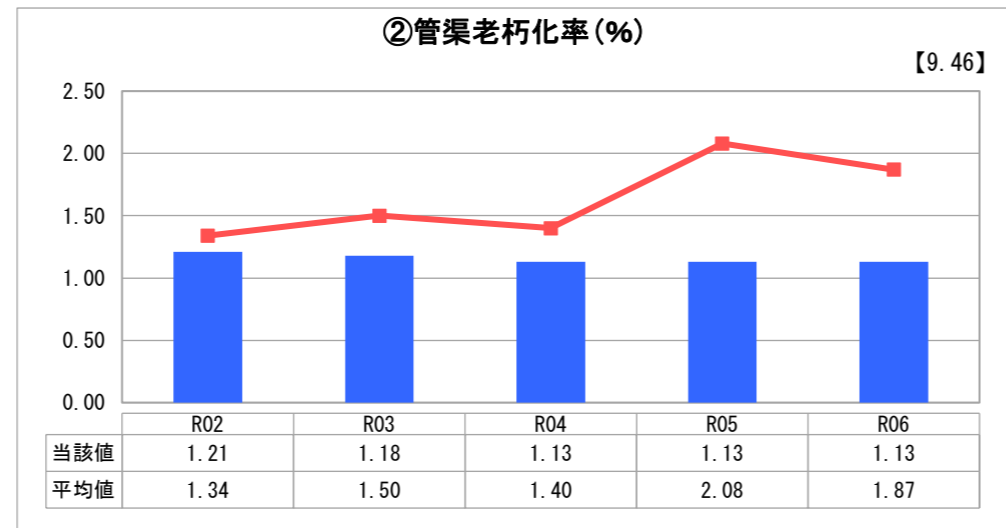
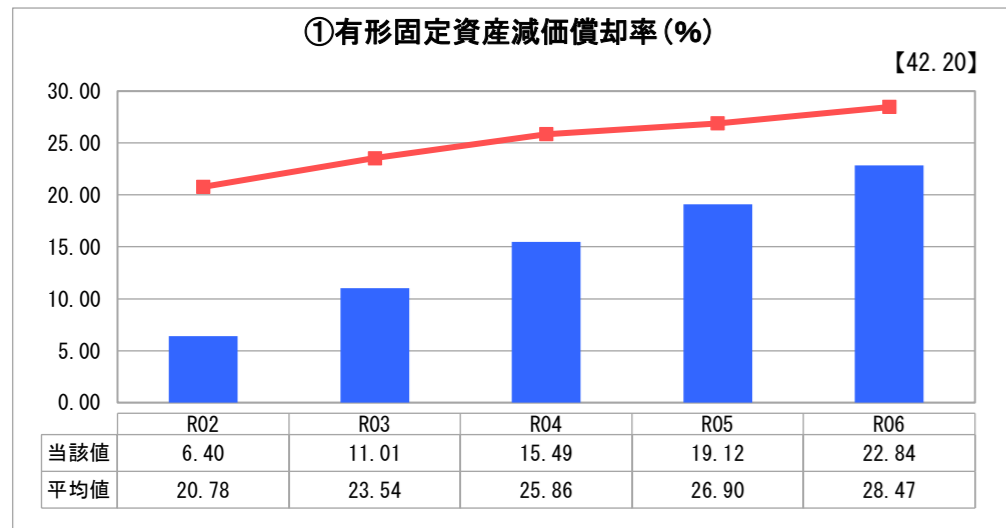
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
21,639	163.29	132.52
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
11,399	3.58	3,184.08

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
[ ]	令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は100%をやや上回っており、②累積欠損金は前年同様0%であるが、収入に占める一般会計繰入金金の割合が高く、使用料収入の確保や更なる経費削減等を図る必要がある。  
 ③流動比率は全国・類似団体平均値と比較して低い水準にある。流動負債は過去の設備投資に充てた企業債の元金償還金がほとんどを占めており使用料収入で返済していくものであるが、年間の使用料収入のみでは賅いきれないため一般会計繰入金を基準外でも繰り入れている状況である。  
 ④企業債残高対事業規模比率は類似団体と比べて低い水準にある。これは汚水に係る公共下水道管路整備が概ね完了しており企業債残高も年々減少してきていることによる。  
 ⑤経費回収率は、類似団体平均値をやや上回っているものの、100%を下回っているため使用料の見直しを検討していく必要がある。  
 ⑥汚水処理原価は全国・類似団体平均値より高い水準にある。本市には汚水中継ポンプを必要とする場所があるなど地理的要因により設備投資や維持管理費が高くなるためである。  
 ⑦施設利用率は類似団体平均値と同水準である。施設等について、過剰投資とならないように努めていく必要がある。  
 ⑧水洗化率は類似団体平均値と同水準であるが、現在公共下水道管路整備は概ね完了しているため今後大幅に上昇することは見込めない。公共下水道未接続の世帯等に対する接続推進など、引き続き水洗化率の向上に努める。

### 2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は全国・類似団体平均値を下回っているが、これは令和2年度に企業会計へ移行しており減価償却費を計上してから間もないためである。実際には浄化センター及び汚水ポンプ場は建設後約30年、雨水ポンプ場は約40年が経過している。これまで保守点検を民間に委託（包括的民間委託）し、その専門的技術、手法、情報、経験を活用することで施設の安定稼働及び機器の延命を図ってきた。現在、平成30年度に策定したストックマネジメント計画を基本として改修等を進めているところである。  
 ②管渠老朽化率は全国・類似団体平均値を下回っているが、今後、布設後30年以上経過したものが増えてくることから、限られた財源の中、優先順位をつけて更新を行っていく必要がある。  
 ③管渠改善率は管渠老朽化率があまり進んでいないことや、法定耐用年数を超過した雨水ポンプ場設備等を重点的に更新を行っていることから全国・類似団体平均値より低い。

### 全体総括

現在、汚水に係る公共下水道管路整備については概ね整備が完了しており、下水道区域の水洗化率も約9割に達している。今後、老朽化する管渠の更新、浄化センター及び各雨水ポンプ場等の耐震対策・改築更新に対応していかなければならないが、人口減少に伴う下水道使用料の減収、さらに物価高騰に伴う営業費用や工事価格の増加により、収入に占める一般会計繰入金金の割合が高い状況は今後も続いていくことが予想される。  
 こうした状況の中、毎年の決算分析に基づく正確な経営状況の把握に努め、経営戦略、ストックマネジメント計画及び使用料の定期的な見直しなど、経営の抜本的な改革に取り組み、災害に強い持続可能な公共下水道システムの構築を図っていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:円)

年度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
資本的 収入 支	1. 企業債	158,400,000	271,500,000	158,700,000	149,400,000	42,600,000	56,200,000	215,200,000	218,500,000	260,200,000	284,100,000	316,600,000	255,700,000	344,800,000
	うち資本費平準化債	89,700,000	129,200,000	29,600,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	65,851,000	113,312,000	104,126,000	82,991,000	74,913,000	39,059,000	47,577,000	38,794,000	21,101,000	0	0	0
	3. 他会計補助金	15,092,000	19,705,000	15,046,000	15,028,000	15,911,000	16,100,000	22,857,000	21,955,000	22,033,000	22,119,000	22,074,000	18,387,000	12,807,000
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	8,400,000	72,300,000	147,050,000	170,115,000	48,421,000	95,300,000	272,450,000	283,500,000	345,250,000	351,150,000	361,850,000	321,000,000	395,000,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	8. 工事負担金	718,820	1,266,710	507,010	749,900	567,390	341,000	188,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	182,610,820	430,622,710	434,615,010	439,418,900	190,490,390	242,855,000	549,755,000	571,633,000	666,378,000	678,571,000	700,625,000	595,188,000	752,708,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	182,610,820	430,622,710	434,615,010	439,418,900	190,490,390	242,855,000	549,755,000	571,633,000	666,378,000	678,571,000	700,625,000	595,188,000	752,708,000
	資本的 支出	1. 建設改良費	86,182,296	222,147,000	308,890,406	347,997,335	103,596,672	199,555,000	557,179,000	578,352,000	698,930,000	718,816,000	735,301,000	648,684,000
うち職員給与費		11,492,254	14,805,482	4,491,210	4,382,196	5,264,594	5,455,000	5,779,000	5,852,000	5,930,000	6,016,000	6,101,000	6,184,000	6,264,000
2. 企業債償還金		491,818,376	501,262,804	415,995,172	389,025,996	359,329,947	311,741,000	291,949,000	284,077,000	262,813,000	255,213,000	247,720,000	231,426,000	209,453,000
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	578,000,672	723,409,804	724,885,578	737,023,331	462,926,619	511,296,000	849,128,000	862,429,000	961,743,000	974,029,000	983,021,000	880,110,000	1,006,217,000	
資本的収入額が資本的 支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	395,389,852	292,787,094	290,270,568	297,604,431	272,436,229	268,441,000	299,373,000	290,796,000	295,365,000	295,458,000	282,396,000	284,922,000	253,509,000	
補填財 源	1. 損益勘定留保資金	390,242,577	280,751,934	276,400,323	282,267,602	268,306,904	260,461,000	249,244,000	259,112,000	263,449,000	263,310,000	250,016,000	241,632,000	198,292,000
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 消費税資本的収支調整額	5,147,275	12,035,160	13,870,245	15,336,829	4,129,325	7,980,000	50,129,000	31,684,000	31,916,000	32,148,000	32,380,000	43,290,000	55,217,000
	計 (F)	395,389,852	292,787,094	290,270,568	297,604,431	272,436,229	268,441,000	299,373,000	290,796,000	295,365,000	295,458,000	282,396,000	284,922,000	253,509,000
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	3,212,646,955	2,985,684,151	2,730,488,979	2,492,462,983	2,177,033,036	1,928,194,000	1,636,245,000	1,550,969,000	1,507,257,000	1,512,745,000	1,549,527,000	1,635,003,000	1,681,251,000	

## ○一般会計繰入金

(単位:円)

年度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 的 収 支 分		419,557,217	294,859,000	280,099,000	310,723,000	312,014,000	311,684,000	332,812,000	309,651,000	321,868,000	339,749,000	349,850,000	368,084,000	370,550,000
	うち基準内繰入金	326,000,013	223,050,800	261,762,000	271,510,000	286,166,975	306,577,000	327,579,000	309,317,000	321,581,000	339,509,000	349,655,000	367,935,000	370,444,000
	うち基準外繰入金	93,557,204	71,808,200	18,337,000	39,213,000	25,847,025	5,107,000	5,233,000	334,000	287,000	240,000	195,000	149,000	106,000
資 本 的 収 支 分		15,092,000	85,556,000	128,358,000	119,154,000	98,902,000	91,013,000	61,916,000	69,532,000	60,827,000	43,220,000	22,074,000	18,387,000	12,807,000
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	185,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
	うち基準外繰入金	15,092,000	85,556,000	128,358,000	119,154,000	98,717,000	90,773,000	61,676,000	69,292,000	60,587,000	42,980,000	21,834,000	18,147,000	12,567,000
合 計		434,649,217	380,415,000	408,457,000	429,877,000	410,916,000	402,697,000	394,728,000	379,183,000	382,695,000	382,969,000	371,924,000	386,471,000	383,357,000